

習志野市保育業務支援システム導入及び運用業務
プロポーザル募集要項

1. 業務の趣旨・目的

公立保育施設等における業務のICT化を推進することにより、保育士の業務効率化・負担軽減及び保育の質の向上、さらには、施設等を利用する保護者の利便性を向上させることを目的に、保育業務支援システム（以下「システム」という。）を導入するもの。

2. 業務概要

- (1) 業務名：習志野市保育業務支援システム導入及び運用業務
- (2) 業務場所：習志野市立保育所 他（別表1 保育施設等一覧）
- (3) 業務内容：別紙「習志野市保育業務支援システム導入及び運用業務仕様書」参照
- (4) 業務履行期間：契約締結日から令和5年3月31日まで
※システムは、令和4年10月1日から運用を開始する。
※単年度契約とするが、年度末に事業評価を行い、一定以上の評価をした場合には、最長5年契約を締結することができるものとする。
- (5) 提案上限額
1,260,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
※ただし、この金額は予定価格を示すものではなく、企画提案の規模を示すものであることに留意すること。なお、提案上限額を超えた場合は、失格とする。
- (6) 担当部課
〒275-8601
千葉県習志野市鷺沼2丁目1番1号
習志野市こども部こども保育課
電話：047-453-7364（直通）
FAX：047-453-5512
Mail：hoiku@city.narashino.lg.jp

3. プロポーザル方式導入理由

価格のみによる競争では、目的を達成できない業者が選定される恐れがあることから、専門的な知識・経験を有する業者からの提案を受け評価し、受注候補者を特定するため。

4. 事業スケジュール

令和4年6月15日	募集要項の公表
令和4年6月15日～令和4年6月21日	質問書の受付期間
令和4年6月24日	質問書に対する回答
令和4年6月24日～令和4年7月1日	参加表明書・提案書の受付
令和4年7月15日	審査結果の公表（予定）
令和4年7月下旬	随意契約締結

5. 参加資格要件

本プロポーザルに参加しようとする者は、以下に示す要件をすべて満たすものとする。

- (1) 法人格とする。
- (2) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会からプライバシーマークを付与されている、又は一般財団法人日本品質保証機構からISMS/ISO27001の認定を受けている者であること。
- (3) 提案するシステムについて地方公共団体への導入実績があること。
- (4) 習志野市建設工事請負業者等指名停止措置要綱（平成18年4月1日施行）に基づく指名停止措置又は習志野市契約における暴力団対策措置要綱（平成12年2月1日施行）に基づく指名除外措置を、募集要項公表の日から本業務の契約締結の日までの間、受けていない者であること。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のほか、次の各号に該当しない者であること。
 - ① 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者又は本業務の入札日前6か月以内に手形、小切手を不渡りした者。
 - ② 会社更正法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者。
 - ③ 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者。

6. 参加手続等

(1) 募集要項等の公開

令和4年6月15日（水）から、本市ホームページに掲載する。
各様式についても同様に掲載する。

(2) 質問書について

募集要項等の内容について、次のとおり質問を受け付ける。

なお、審査に関わる質問には応じない。また、受付期間を過ぎた質問や指定の提出方法以外の質問は受け付けない。

- ① 受付期間 令和4年6月15日（水）午前9時から
令和4年6月21日（火）午後5時まで（土日を除く）
- ② 提出方法 質問書（様式1）を作成の上、こども保育課へ電子メールにより提出するものとする。件名は保育業務支援システム質問書とする。なお、メール着信の確認のため、送信後に必ずこども保育課に電話連絡すること。
- ③ 質問回答 上記の質問に対する回答は、令和4年6月24日（金）に市ホームページの本募集要項掲載箇所に掲載する。

7. 参加表明書及び関係書類の受付

（1）提出書類

- ア. 参加表明書（様式2）
- イ. 保育業務支援システム導入実績報告書（様式3）
- ウ. 一般財団法人日本情報経済社会推進協会からのプライバシーマーク付与又は一般財団法人日本品質保証機構からのISMS/ISO27001の認証がわかる書類の写し
- エ. 習志野市保育業務支援システム機能要求書（別紙1）
- オ. 企画提案書（様式4）
- カ. 経費見積書（様式5-1、5-2）
- キ. 従業員数及び担当者名簿（様式6）
- ク. 法人の登記簿または登記事項証明書、定款

（2）提出期限

令和4年7月1日（金）午後5時まで

（3）提出先

前記2（6）の担当部課のとおり

（4）提出方法

郵送又は持参とする。郵送による提出は書留郵便で提出期限までに必着したものに限り、いかなる理由によっても期限後に届いたものは失格とする。持参による提出は午前9時から午後5時までとする。（ただし、午後0時から午後1時、土日及び祝日は除く。）

（5）提出部数

各正本1部、副本6部。副本は複製も可とする。なお、副本は社名が特定できるものは除くこと。

（6）書類記入に当たっての留意事項

- ①各様式に関する事項等

- (ア) 使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨、日本の標準時に定める単位とする。
- (イ) 提出書類は返却しない。
- (ウ) 提出書類作成に必要な費用は、提案事業者の負担とする。
- (エ) 提出後の記載内容の追加、修正はできない。
- (オ) 発注者の求める要件に対応した記載がない場合、当該機能等の提案が無いものと判断する。
- (カ) 本応募において発注者が取得した個人情報については、当該評価に係る目的以外には一切使用せず、第三者には提供しない。
- (キ) 提出書類における個人に関する情報、営業上及び技術上有用な情報以外について、公表することがある。
- (ク) 提出書類に含まれる第三者の著作権の使用等については、提案事業者が第三者の許諾等を得る等、一切の責任を負う。
- (ケ) 提案書類はプロポーザルの実施に必要な範囲内において、複製又は複写することがある。

②失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (ア) 資格要件を満たさない者が書類を提出したとき
- (イ) 書類に虚偽の記載があったとき
- (ウ) 提出方法、提出期限を守らないとき
- (エ) 同一の者が複数の提案をしたとき
- (オ) 選定委員に対し、審査の公平さに影響を与える接触を行ったとき
- (カ) その他選定委員会が不適格と認めたとき

8. 審査

本市が設置する「習志野市こども部システム導入等業務に係る候補者選定委員会」において企画提案書の審査を行い、下記の手続きにより、契約候補者を選定する。

(1) 参加資格確認

参加資格及び条件等の確認

(2) 提案内容審査

企画提案書等提案された内容により評価した評価表の点数を集計し、評価が最も高い参加者から、第1位契約候補者、第2位契約候補者、第3位契約候補者として市が選定する。

(3) 審査の結果、一定の基準に満たない場合は、契約候補者として選定しない場合がある。

(4) 本プロポーザルの参加手続き後、参加を辞退する場合には、辞退届

(様式7)を提出すること。

(5) 審査の基準

審査は、次の項目を審査し総合的に判断する。

	項 目	主な評価ポイント	配点
1	システムのコンセプト	・ 有益な提案が含まれているか ・ 本業務を十分に理解しているか	10
2	システムの操作性	・ 利用者や管理者にとって使いやすいものとなっているか	15
3	管理	・ システム上のセキュリティ対策は十分か ・ 個人情報保護対策が十分なされているか	10
4	運用の支援	・ 研修及び障害対応等の体制について	10
5	導入実績	・ 過去の導入実績は十分か	10
6	機能要件	・ 機能要求書を十分満たしているか	15
7	提案額	・ 提案額の相対評価	30
合 計			100

9. 選定及び結果の通知

選定の結果については、令和4年7月15日(金)に、参加者に文書で通知すると同時に、本市ホームページで公開する。

10. 契約

- (1) 市は最も評価の高い参加者をシステム業者の第1位契約候補者として、契約締結交渉を行う。
- (2) 第1位契約候補者が前記7(6)②の失格事項に該当すると認められた場合、または市と契約締結交渉が不調となった場合は、次順位である者と契約締結交渉を行う。第3位契約締結候補者まで、同様に交渉を行う。
- (3) 選定後、参加者の資格要件を満たさなくなった場合は、契約候補者としての資格を取り消す場合がある。

別表 1

保育施設等一覧

	施設名称	住所	定員数
1	藤崎保育所	藤崎 3-2-19	123 名
2	谷津保育所	谷津 2-20-2	109 名
3	大久保第二保育所	大久保 2-7-7	126 名
4	本大久保第二保育所	本大久保 4-5-1	47 名
5	菊田第二保育所	津田沼 3-11-10	57 名
6	秋津保育所	秋津 3-8-1	137 名
7	谷津南保育所	谷津 3-1-13	160 名
8	東習志野こども園	東習志野 3-4-1	292 名
9	杉の子こども園	本大久保 2-3-15	207 名
10	袖ヶ浦こども園	袖ヶ浦 2-5-3	267 名
11	大久保こども園	泉町 3-2-1	230 名
12	新習志野こども園	香澄 4-6-1	90 名
13	谷津幼稚園	谷津 5-1-17	210 名
14	津田沼幼稚園	津田沼 4-5-1	210 名
15	屋敷幼稚園	屋敷 2-1-1	210 名
16	藤崎幼稚園	藤崎 4-12-1	140 名
17	大久保東幼稚園	大久保 2-12-1	210 名
18	向山幼稚園	谷津 2-16-32	210 名
19	あじさい療育支援センター	秋津 3-4-1	70 名